

令和8年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託仕様書

1 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（木）

2 業務委託内容

受注者は、リーフレット及び封筒の校正を行った上で、申請書兼報告書、リーフレット及び封筒の印刷を行うとともに、印刷した申請書兼報告書及びリーフレットの裁断及び4つ折り、封筒への封入封緘をし、発注者が指定した封書の引き抜きを行った上で発注者が指定する場所に搬入する。封筒は「窓あき封筒」を用い、印刷から封入封緘までが一連した処理体制になっていること。

(1) 作成業務の内容

- ア 申請書兼報告書及びリーフレット、封筒等の作成業務については、「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の記載に従うこと。
- イ 受注者はテスト封書を本市に納品し、発注者が問題ないことを確認した上で本印刷及び封入封緘を行うこと。ただし、テスト納品物は発注件数に含まない。
- ウ 申請書兼報告書、封筒及びリーフレットの単品部材を完成品の納品日の14日前までに本市に納品する。
- エ 本印刷及び封入封緘の発注件数が決定した後、余剰となったリーフレット及び封筒は、完成品の納品日に本市に納品することとする。ただし、本市から、廃棄等の指示があった場合については、その指示に従うこと。
- オ 詳細スケジュールは本市と別途協議とする。

(2) 印字業務の内容

- ア 申請書兼報告書印字用データは、電子媒体により本市から受注者へ直接手渡しにより提供する。
- イ 電子媒体は本市が用意する。
- ウ 電子媒体の受渡しは、本市において行い、「別紙② 引渡書兼受領書」を取り交わすものとする。
- エ 貸与した電子媒体の返却については、本市において行い、「別紙② 引渡書兼受領書」を取り交わすものとする。なお、電子媒体は作業終了後すみやかに返却すること。
- オ 申請書兼報告書印刷用データ、印刷に係る仕様及び委託業務開始前の留意事項
 - (ア) 印字データ（印刷対象者データ）は、フォント埋め込み式のPDFファイル形式を使用するものとし、本ファイルを受注者へ引き渡す。（別途、データ一覧作成等に必要な項目のCSVデータの支給も可能）
 - (イ) 印字出力に当たり、プリンタの機種は指定しない。
 - (ウ) 委託業務の開始前に、一連の作業テストを行うこと。なお、その日程については別途協議する。
 - (エ) 出力内容の確認のため、本市が提供する本番用データで印字テスト出力を行い、本市の承認を得た後に出力すること。併せて、印字品質についても確認し、本市の承認が得られること。印刷したバーコードについても、本市のバーコードリーダーで読み取れるかテストを行う。なお、詳細については別途協議する。
- カ 印刷時の留意事項
 - (ア) 用紙の汚れ、印刷ずれ、トナーの定着不良等所定の印字品質を満たしていない物（以下「印刷ミス分」という。）については、再印刷を行うこと。
 - (イ) 印刷ミス分は、封入封緘を行わず、本市へ引き渡すこと。
 - (ウ) 印刷後に印刷ミス分が無い確認のできる体制を構築すること。

(3) 封入封緘及び納品作業の内容

- ア 封入作業内容の事前確認

「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」に示す作業ごとに、契約期間における初回の作業の前に封入内容の指示書及び封入物サンプルを本市に提示し、承認を得た後に封入作業を開始すること。

イ 封入封緘

封入封緘業務については、「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の記載に従うこと。

ウ 引き抜き

- (ア) 本市が提供する「引抜対象者リスト」をもとに、該当する出力連番の引き抜きを行うこと。
- (イ) 引抜対象者リストの引渡し日程は本市と協議の上決定とする。
- (ロ) 引抜対象者リストの形式、リストの受け渡し方法については別途協議する。
- (ハ) 引き抜いた封書は完成品の納品日に本市に納品すること。

エ 搬送・納品

- (ア) 故意又は過失により、印字後の封書に破損等の事故があった場合は、速やかに破損した封筒の出力連番等を本市へ連絡すること。その場合、再印刷したもので封入封緘をやり直し、差し替えること。破損した封筒は、完成品の納品日に本市に引き渡すこと。
- (イ) 納品物等の搬送に当たっては、セキュリティの確保された輸送手段を用いること。
- (ロ) 封入封緘した納品物の通数について、「別紙③ 納品件数表」を用いて、通数が確定次第速やかに本市へ報告すること。
- (ハ) 封入封緘した納品物は、パレットケースまたは段ボール等に下記の「納品場所一覧」に示す②～⑨ごとに分け、「別紙⑤ 納品内訳票」を貼付の上、「納品場所一覧」に示す日本郵便株式会社の所管郵便局に直接差し出すこと。なお、郵便局納品時には、郵便局の求めに応じた内訳票等を作成した上で納品物を差し出すこと。
- (ニ) 下記の「納品場所一覧」の①「引き抜き分」の納品時に郵便局宛ての「料金後納郵便物差出票」を本市から受け渡すものとする。
- (ホ) 完成品の納品日は令和9年1月12日（火）～1月21日（木）のいずれかとし、日程は本市と協議の上決定とする。また、差出し方法については郵便局と調整、協議の上、差し出すこと。

納品場所一覧

※納品先場所である日本郵便株式会社の所管郵便局及び本市の住所については、次のとおり。

納品物		納品場所	
①	引き抜き分 リーフレット2種（単品部材・余剰分） 封筒（単品部材・余剰分）	本市（健康福祉局保健医療政策部生活衛生課）	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎13階
②	〒210-00（川崎区）	川崎東郵便局	川崎市川崎区東扇島88番地
③	〒210-08（川崎区）		
④	〒212（幸区）		
⑤	〒211（中原区）		
⑥	〒213（高津区）		
⑦	〒216（宮前区）		
⑧	〒214（多摩区）		
⑨	〒215（麻生区）		

(4) 届出と報告

- ア 作業の終了に当たっては、処理内容及び件数について記載した「別紙④ 作業報告書」を作成し、完成品の納品日までに本市へ送付すること。
- イ 本業務を遂行する要員の名簿を提出すること。なお、退職・採用等による要員の変更があった場合は、速やかに報告すること。

3 本業務の運営に必要な費用

本委託契約に係る委託費用は、別紙単価一覧表の単価に処理件数を乗じた金額とする。プログラム代金等必要な経費は全て「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の委託内容1～6の業務の単価に含めて単価設定すること。

4 支払方法

業務完了後7日以内に受注者が業務完了届を本市に提出し、本市において業務完了届の検査確認を行い、適当と認めたとき、請求日から30日以内に受注者に支払うものとする。支払額は処理件数に単価を乗じた金額とする。

5 作業全般における要件

- (1) 本市の条例、規則などを順守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項については積極的に提案すること。
- (2) 作業に着手する時点で体制図を提出し、随時最新版に更新を行うこと。
- (3) 作業に着手する時点で詳細なスケジュールを提出し、随時、最新版に更新を行うこと。さらに、本作業の進

捗状況について定期的に本市に報告するとともに、その進め方、手法について本市と打ち合わせを行うこと。

- (4) 受注者が作業するための環境（作業場所、機器等）は原則として提供しないが、本市との会議を行うための会議室は、本市と協議の上決定すること。
- (5) その他、業務の実施に必要な事項、この仕様書に特に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上定めること。
- (6) 受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写または複製しないこと。
- (7) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生した時は、その理由にかかわらず、ただちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (8) 契約期間終了後、本仕様による成果及び納品物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。
- (9) 本仕様による成果及び納品物の一切の権利は本市に属するが、一部に受注者に属する著作権、特許権、肖像権等が残存する場合においては、その内容を完成品の納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- (10) 本仕様書による全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を指示目的外の使用及び第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。ただし、本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (11) 受注者は、本仕様による成果及び納品物において、本市以外の者に属する著作権、特許権、肖像権等の権利を侵害しないことを確約すること。
- (12) 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託しないこと。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (13) 本市が提供するデータ類の処理にエラーが生じた際は、速やかに新たなデータを受領し対応すること。

委託予定数量・各種レイアウト案

別紙①

委託内容						
	内容	カテゴリー	規格	予定数量	単位	備考
1	狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書(片面)	部材	・ A4サイズで十字のミシン目が入ったもの、紙質は上質紙(白色)70kg以上(封入時は4つ折) ・ 印刷表面1色(黒) ・ 発注者が提供する印刷対象者データ※(埋め込み式PDF形式)を印刷すること。(原簿番号を表すバーコードは鮮明に印刷を行い、本市バーコードリーダーで読み取れるものとする。) ・ 印刷物管理のために必要な連番等については、印刷物に影響のない範囲において、別途附番することは問題ない。	57,500	枚	ミシン目の大きさについては、契約後に別途調整する。
2	定期集合注射案内リーフレット(両面)(表面:通知内容、裏面:獣医師会一覧)	部材	・ 展開時A4サイズ、紙質は上質紙(白色)70kg以上(封入時は4つ折) ・ 印刷表面2色、裏面1色(黒) ・ 発注者が提供する原稿(Word形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。 ・ 内容については、別途協議する。	58,500	枚	契約後に原稿提供し、校正作業を依頼する。 58,500部-57,500部=1,000部については、定期集合注射案内リーフレットの単品部材を本市に納品すること。
3	市からのお知らせリーフレット(両面)(表面・裏面上部:高齢者とペット関連の備え周知啓発リーフレット、裏面下部:狂犬病予防注射制度変更リーフレット)	部材	・ 展開時A4サイズ、紙質は上質紙(白色)70kg以上(封入時は4つ折) ・ 印刷表面4色、裏面2色 ・ 発注者が提供する原稿(Word形式又はPowerPoint形式)に基づき作成する。 ・ 内容については、別途協議する。	58,000	枚	契約後に原稿提供し、校正作業を依頼する。 58,000部-57,500部=500部については、定期集合注射案内リーフレットの単品部材を本市に納品すること。
4	データプリント	作業	申請書兼報告書へのプリント	57,500	件	対象者の情報は契約後に別途提供する。
5	窓あき封筒	部材	・ 白色封筒 ・ 封筒サイズ目安:縦114mm×横161mm(A4 4つ折り紙が出し入れできるサイズで定形郵便のサイズ内とする) ・ 窓サイズ目安:縦50mm×横100mm(狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書に印刷した所有者の住所・氏名・原簿番号・バーコード・差出人情報等が確認できる窓枠サイズであること) ・ 窓素材:問わないが、所有者の住所・氏名・原簿番号・バーコード・差出人情報等が明瞭に確認でき、郵便物として問題ないものとする ・ 印刷表面1色(黒)裏面1色(黒) ・ 表面に狂犬病予防注射案内文、料金後納等の所定の様式を印刷すること ・ 裏面に差出課、発注者が提供する説明文等を印刷すること。 ・ フラップ位置は縦横問わない ・ 封筒のデザイン、レイアウト等については、別途協議する。	58,500	枚	「料金後納」及び「区内特別郵便」を印字する。(納品用の封筒[単品部材]についても印字内容は同様。) 契約後に原稿提供し、校正作業を依頼する。 58,500部-57,500部=1,000部については、封筒の単品部材を本市に納品すること。
6	封入封緘	作業	内容物3点①狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書、②定期集合注射案内リーフレット③市からのお知らせリーフレット	57,500	件	窓あき封筒の窓から、申請書兼報告書に印刷した所有者の住所・氏名・原簿番号・バーコード・差出人情報が見えるように内容物の封入を行うこと。

※

- ・当課で使用している犬台帳システムから、狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書のPDFデータが1つの申請書兼報告書につき1ページ出力されますので、出力したPDFデータ57,500ページをお渡しする形となります。
- ・送付先区ごとにデータの出力を行いますので、PDFデータは送付先7区分、7データをお渡しいたします。(データ数が多い区は2つに分かれる可能性があります。)
- ・データは送付先住所ごと7区に分かれており、原簿番号の昇順でデータ出力されております。
- ・犬の死亡や転出等により、欠番もあることから、原簿番号は連番にはなっておりません。
- ・狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書の内容に影響のない範囲で、管理番号等を附番していただくことは問題ありません。

令和9年度

狂犬病予防注射済票交付申請書（区役所衛生課手続用）

211-0013

様

原簿番号

210 8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活衛生課

犬の所在地

注 射 日

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

済 票 番 号

第

号

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイ ク ロ チ ッ プ 番 号

（環境大臣指定登録機関への登録）

※区役所衛生課で
注射済票の交付を
お受けになるには、
この済票交付申請
書①と、動物病院
で交付された狂犬
病予防注射済証を
御持参ください。

令和9年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（区役所衛生課提出用）

保健所長

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原簿番号

注 射 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイ ク ロ チ ッ プ 番 号

（環境大臣指定登録機関への登録）

済 票 番 号

第

号

（獣医師会記入欄）

獣医師

獣医師会印

令和9年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（獣医師会控え）

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原簿番号

注 射 日

済 票 番 号

第

号

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイ ク ロ チ ッ プ 番 号

（環境大臣指定登録機関への登録）

（済票交付獣医師）

所在地

施設名

獣医師名

令和9年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（済票交付獣医師控え）

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原簿番号

注 射 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイ ク ロ チ ッ プ 番 号

（環境大臣指定登録機関への登録）

済 票 番 号

第

号

予防注射当日の犬の状況についてお尋ねします。該当する項目を○で囲んでください。

（1）2週間以内に人にかみついた。

（2）過去のワクチン接種で異常があった。

（3）1ヶ月以内に他のワクチンを接種した。

（4）重度の病気にかかっている。

（5）注射の際、飼い主の制御がきかず、強度の興奮状態になる。

（6）最近、体調に異常がある。

（7）病気療養中で薬を使用している。

（8）1年以内にてんかん様発作をおこした。

（9）妊娠中又は産後、間がない。

（10）著しく高齢である。

（11）飼育し始めて間がない。

狂犬病予防注射について

この通知について

令和8年2月末現在において、川崎市で登録のある犬の飼い主の方に発送しています。こちらの内容を確認した上で、令和8年度の狂犬病予防注射を動物病院で必ず受けてください。

登録情報の変更や通知の廃止手続きをされた場合や、令和8年3月2日以降に既に注射済みの場合であっても、その後の処理に一定の時間がかかるため、変更内容が反映されていなかったり、通知が届いてしまうことがあります。御了承ください。

お問合せ先

川崎区役所衛生課	(044) 201-3222	宮前区役所衛生課	(044) 856-3270
幸区役所衛生課	(044) 556-6681	多摩区役所衛生課	(044) 935-3306
中原区役所衛生課	(044) 744-3271	麻生区役所衛生課	(044) 965-5164
高津区役所衛生課	(044) 861-3322		

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～12:00、13:00～17:00 にお問合せください

裏面の動物病院で予防注射を受ける場合

令和8年4月1日から6月30日までは、下記の料金の注射を受けることができます。また、注射済票の交付をその場で受けられます。

（区役所衛生課での手続きは必要ありません）

<動物病院へ持って行くもの>

- ☐ 同封の「令和8年度狂犬病予防注射済票交付申請書」
- ☐ 狂犬病予防注射料金：1頭につき 3, 100円
- ☐ 注射済票交付手数料：1頭につき 550円 合計 3, 650円 ※

※注射以外の診察を希望される場合は、別途診察料等が必要になりますので、御了承ください。

【狂犬病予防法の特例制度について】

川崎市は特例制度に参加しています。

マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）に登録した犬については、環境大臣指定登録機関から本市に所有者情報等が通知されるため、飼い主からの本市への犬の登録手続きは、不要になります。また、マイクロチップが鑑札とみなされ、鑑札の装着が不要となります。

※マイクロチップを装着していない、又は環境大臣指定登録機関に情報登録していない犬については、従来どおり、各区役所衛生課での登録手続きが必要となります。（登録手数料1頭につき、3, 000円）

裏面の動物病院以外で予防注射を受けた場合

以下の①又は②の方法で注射済票の交付手続きをしてください。

① オンライン申請する方法

窓口来所不要、おすすめです！

オンライン手続きかわさき[e-KAWASAKI]※から申請します。

（飼い犬1頭毎に申請が必要です。また、1頭につき済票交付手数料550円と郵送料110円がかかります。）

※e-KAWASAKI「令和8年度狂犬病予防注射済票の交付申請」（右の二次元コードからログインできます。）



この通知の宛先となっている方の名前で利用者登録が必要です。

② 区役所衛生課の窓口で手続きをする方法

受付時間 平日の8:30～12:00、13:00～17:00

<必要なもの>

- ☐ 同封の「令和8年度狂犬病予防注射済票交付申請書」
- ☐ 注射済票交付手数料：1頭につき550円
- ☐ 注射の際に動物病院で発行された令和8年3月2日以降の「狂犬病予防注射済証」

譲渡・死亡等で現在飼っていない又は住所変更がある場合

① マイクロチップを装着していない又は

装着しているが環境大臣指定登録機関に情報登録していない方

➤ 住所変更している場合や譲渡などで現在飼っていない場合

引っ越し先や譲渡先など、犬が現在所在している自治体の犬の登録窓口に（現在の犬の飼い主が）手続き方法をお問い合わせください。

➤ 死亡している場合

犬の登録がある区の区役所衛生課に御連絡ください。

オンラインでも手続き可能です。（<https://logoform.jp/form/FUQz/25205> 上の二次元コードからログインできます。）



死亡届フォーム

② マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関に情報登録している方

➤ 住所変更している場合 ※

新たな住所情報に変更する必要があります。「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で登録事項の変更手続きをお願いします。（<https://reg.mc.env.go.jp> 下の二次元コードからログインできます。）

➤ 譲渡などで現在飼っていない場合 ※

現在の飼い主に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で所有者の変更登録の手続きをしていただくようお願いください。手続きには、登録証明書が必要になりますので、現在の飼い主にお渡しをお願いいたします。



犬と猫のマイクロチップ情報登録

※市外に転出している場合、自治体によっては別途届出が必要な場合もありますので、手続き方法については、転出先の窓口に御相談ください。

➤ 死亡している場合

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で死亡（登録抹消）の手続きをお願いします。

令和8年度 狂犬病予防注射済票交付動物病院

区	No.	施 設 名	所 在 地	電話番号	注射実施日時等
川崎区	1	竹原獣医科医院	宮前町8-14	233-3315	当院の診療時間内であれば随時
	2	小林動物病院	中島3-7-7 タイニークス 1F	244-6822	事前にお電話をお願いいたします
	3	たかとし猫と犬の病院	昭和2-18-10	201-7126	予約診療の為、事前にお電話ください
	4	たかはし犬猫病院	大島3-21-1 MANAKA BLD V 1階	201-1363	予約診療のため、ホームページよりご予約ください
	5	わたりだ動物病院	渡田1-2-15	333-3949	予約診療のため来院前にお電話を 木・祝日休診
	6	しょうたろう動物病院	渡田東町19-5	366-1281	診療時間内であれば土日也可、木曜休診日
	7	石田動物病院	鋼管通2-19-16	344-0678	当院の診療時間内であれば随時
	8	だん動物病院	池田1-10-1	281-8811	当院の診療時間内であれば随時
	9	SHINKAWABASHI ANIMAL CLINIC	南町4-12 1階	200-4636	当院の診療時間内であれば随時
幸区	10	エアリーズ動物病院	小向西町4-125	276-8968	予約診療の為、当院HPよりご予約ください
	11	みしま動物病院	遠藤町2さいわい第1ビル	520-3232	当院の診療時間内であれば随時
	12	さいわい動物病院	中幸町1-21-1	556-0550	当院の診療時間内であれば随時
	13	ウチダ動物病院	下平間206	511-0909	当院の診療時間内であれば随時
	14	ピンゴ動物病院	小倉5-5-27	201-1086	9～12時・16～20時/日祝日9～12時まで/木曜休診
	15	河原田犬猫医院	北加瀬2-18-4	588-1821	月～土の9～12時と14～19時に注射します
	16	ブナの森動物病院	南加瀬3-9-28	280-7875	当院の診療時間内であれば随時
中原区	17	池田動物病院	上丸子山王町2-1328	433-2274	予約診療のため、HPまたはお電話にてご予約をお願いします
	18	平間獣医科クオソクリニック	上平間1262	223-6363	当院の診療時間内であれば随時
	19	マリアペットクリニック	北谷町101-1	555-3611	木曜を除く9～11時30分・16～18時
	20	シリウス犬猫病院	木月2-10-6	789-9030	予約診療のため、事前にご予約ください
	21	たはら動物病院	木月4-4-21 1階	789-9721	予約いただければ随時可能も午前中推奨
	22	きづきペット診療室	木月3-59-1	750-9213	予約診療です。お電話ください。水曜日休診
	23	みつはし動物病院	井田杉山町2-1 LIFE PORT杉山1F	863-8056	当院の診療時間内であれば随時
	24	高野動物病院	下小田中5-4-1	752-8199	当院の診療時間内であれば随時
	25	馬場動物病院	下新城2-6-36	777-1271	9時～12時30分・16時30分～19時
	26	めい動物病院	上新城2-2-5ルアード 上新城1階	798-1111	診療時間内は随時(但し午前診療の接種を推奨)
	27	等々力の森動物病院	宮内4-22-11	788-2213	当院の診療時間内であれば随時
	28	れんがのいえ動物病院	宮内2-30-11	740-3977	当院の診療時間内であれば随時可能です
	29	ヴーイタ動物病院	宮内2-11-7-101	281-7110	診察時間内はいつでも、ご予約も可能です。
	30	元住吉からき動物病院	木月伊勢町4-17	422-7155	当院の診療時間内であれば随時
高津区	31	くらた動物病院	二子5-3-6	814-5521	予約診療のため当院ホームページよりご予約ください
	32	つだやま動物病院	久地4-24-37-102	814-1249	予約診療のため、事前にお電話ください。木曜休診日
	33	りかペットクリニック	久地4-11-47	813-6522	予約診療のため、事前にお電話をお願いします
	34	かわさき もみの木動物病院	下作延3-3-1	870-5055	月火水金土9～12時・16～19時/日9～12時 予約優先
	35	田山獣医科病院	下作延1-7-1	822-2872	当院の診療時間内であれば随時

区	No.	施 設 名	所 在 地	電話番号	注射実施日時等
宮前区	36	有馬動物病院	東有馬2-35-53	877-4580	月～金9～12時・16～19時/土曜9～12時 日祝日休診
	37	岩間動物病院	有馬7-5-3	853-1488	お電話ください。24時間受付中。
	38	森安動物病院	鷺沼1-6-12	857-1122	予約診療のため事前にお電話ください
	39	にし動物病院	犬蔵2-2-15	978-1238	予約診療の為、来院前にお電話を。木曜・祝日休診
	40	上原どうぶつ病院	菅生3-1-14	978-5260	月～土10～12時・16～19時/日祝9～12時 木休診
	41	鈴木ペットクリニック	神木本町2-4-1	877-6745	予約診療のため事前にお電話ください
	42	ルート動物病院	宮崎6-8-7	863-5610	予約診療のため事前にお電話ください
	43	宮崎台どうぶつ病院	宮崎2-6-11	855-4345	お電話が当院HPより事前にご予約ください
	44	村山動物病院	水沢2-3-11	977-8829	予約診療です。お電話ください。
多摩区	45	稲田堤動物病院	菅2-3-1	944-2047	当院の診療時間内であれば随時
	46	ぬまた動物病院	菅馬場2-29-9	944-2555	当院の診療時間内であれば随時
	47	中野島動物病院	中野島4-10-2	911-3521	予約診療のため事前にお電話ください
	48	オダガワ動物病院	登戸2383-7 ファブスあずま2-1F	900-8588	9～12時・16～19時 日祝18時まで/木曜休診
	49	吉村動物病院	長尾1-18-2	932-5030	当院の診療時間内であれば随時
	50	荒川動物病院	東生田2-15-15	922-4160	火～土9～13時・18～20時/日10～12時
	51	せいた動物病院	梶形3-2-16	271-8111	9時～12時、16時～19時 火曜午後・水曜休診
	52	桑原動物病院	長沢4-41-20	953-5102	9～11時30分・16～18時30分/水祝休診・日曜午後休診
	53	はやしばら動物病院	長沢2-2-1	789-8009	当院の診療時間内であれば随時
	54	獣医科村上医院	長沢1-16-18	977-9220	9～13時・16～20時/火曜・木曜午後休診/予約優先
麻生区	55	ハルどうぶつ病院	高石3-13-8	966-5157	9～12時・16～19時/水曜休診・日祝午前のみ
	56	ベガサスペットクリニック	万福寺1-15-3 オトンブリエ1F	953-7077	木曜除く 7～12時/16～19時
	57	そえだ動物病院	千代ヶ丘7-19-6	953-2008	金曜・祝日を除く 9～12時・14～17時
	58	王禅寺ペットクリニック	王禅寺西3-27-1	969-1013	診療時間内は随時・その他予約枠有
	59	麻生獣医科医院	上麻生2-38-9	965-1150	予約診療のため、あらかじめお電話ください
	60	斉藤動物病院	下麻生3-25-36	986-2885	予約診療のため、あらかじめお電話ください
	61	パーシモン動物病院	五力田2-4-1	988-7715	月火水金土9～12時・16～19時/日9～12時
	62	ホームズ動物往診所	麻生区	070-1396-0412	往診のみ

- ※ 注射料金とは別に、済票交付手数料として550円かかります。
4月1日から6月30日以外の注射料金は動物病院にお問合せください。
- ※ 動物病院ごとに、実施日、時間などが異なります。
予約が必要な場合もありますので、事前に電話等で御確認ください。

●身体障害者補助犬のユーザーの方へ
区役所窓口だけでなく、上記の動物病院で注射済票の交付を受ける際にも手数料免除制度を利用できます。
制度の利用には事前相談が必要ですので、犬の登録のある区の区役所衛生課にお問合せください。

令和8年1月末現在

「別れ」は突然に、 ペットを守るのはあなたの「備え」

ペットとの暮らしは、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれます。

一方で、ペットの寿命は伸び、犬や猫は**15年**以上、時には**20年**生きることも珍しくなくなりました。それに伴い、飼い主の体力の低下や突然の入院などにより、ペットのお世話ができなくなる事例が増えています。

きちんと飼いながら、自分に万が一のことが起きたときに備えて、ペットのためにできる準備をしましょう。



一時的な預け先の確保

きっと預かってくれる「だろう」ではダメ!!

◆家族、ご近所、友人などに予め頼む

- ・ 飼い主と親しく、日頃からよく会っている人ならペットも安心です

◆ペットホテルやペットシッターを利用する

- ・ 預けるための条件や料金を確認しましょう
- ・ 短期間の利用を繰り返すなどして、ペットを慣らす練習をしておくとう安心です
- ・ 選択肢は複数用意しておきましょう

万が一のための新しい飼い主

ペットを最後まで飼うことは飼い主の責任ですが、「飼えなくなった時のために準備をしておく」ことも愛情です

◆新しい飼い主にゆだねる

- ・ 飼い主の同意なく、周囲がペットの処遇を決めることはできません
- ・ 自身で信頼できる人を見つけ、事前に託しましょう

◆老犬・老猫ホームに預ける

- （ペットが亡くなるまで世話をしてくれる民間施設）
- ・ 事前見学し、納得できる施設を選びましょう

ペットのための遺言・信託

- ・ 自分の死後、ペットが取り残される事態も想定して、ペットを誰に託すか、残した財産をペットのためにどう使うかを決めておくことができます
- ・ 誰かに託す場合は、必ず相手の同意を文書で得ておきましょう
- ・ 相談先：弁護士、司法書士、行政書士、保険会社など



衛生課窓口では、
「ペット緊急時連絡シート(マグネット式)」
「ペットの飼い主のための防災手帳」
もお配りしています。

ペット緊急時連絡シート		川崎市	記入日: 年 月 日
飼い主氏名:	ペットの種別:		
住所:	犬種:	性別:	生年月日: 年 月 日
マイナンバー/住所 /電話番号(市):	緊急連絡先 TEL:		
飼育-預け先など:			
ペットが取り残された時にお世話を願う方			
小飼主連絡先 氏名:	連絡先:	TEL:	※本人の同意必須
小飼主連絡先 氏名:	連絡先:	TEL:	※本人の同意必須



<きちんと飼うということ>

時代とともに、ペットの飼い方のルールやマナーは変わってきています。
ご近所に配慮しながら、ペットと一緒に長く幸せに暮らすことを目指しましょう。

きちんと飼い続けるために

◆犬猫は不妊去勢手術をする

- ・動物は親子やきょうだい間でも子どもを作ります
- ・特に猫は繁殖力が強くすぐに増えてしまいます
- ・手術することで生殖器の病気も予防できます

◆逃がさないように飼う

～ペットは屋内で飼うのが基本～

- ・外は交通事故など危険がいっぱいです
- ・排泄物や車の傷が近隣トラブルにつながります
- ・猫には上下運動できる屋内環境を作りましょう
- ・万一の脱走に備え、マイクロチップや名札をつけましょう

健康管理としつけ

◆かかりつけの動物病院をつくる

- ・検診を受け、日頃から信頼関係を築きましょう
- ・飼い主のためにも、ノミやダニの予防をしましょう
- ・ペットの介護についても相談できます
- ・ペットホテルを併設している病院もあります

◆基本的なしつけをする

- ・トイレトレーニング
- ・人馴れ
- ・ケージの中でおとなしく過ごせる
⇒預け先や災害時の避難先で困らないように

もしもの「備え」は災害対策としても重要です

川崎市では原則すべての避難所でペットを連れての同行避難が可能ですが、人とペットが同室で過ごすことはできません。ケージなどのペット用品はご持参ください。

避難生活は、飼い主のみならず、ペットにとっても大きな不安やストレスを伴うものとなります。日頃から同行避難の準備をしておくとともに、在宅避難も選択できるように、自宅の災害対策もこの機に見直してみましょう。



川崎市HP
「ペットの災害対策」

令和9年3月2日から

狂犬病予防注射のルールが変わります！

	【変更前】 令和9年3月1日まで	【変更後】 令和9年3月2日以降
予防注射の接種期間	4～6月	通年
3/2～3/31の接種	翌年度の済票を交付	該当年度の済票を交付

令和9年3月2日～3月31日に接種した場合、**令和8年度の済票**が交付されます。
令和9年度の済票をご希望の方は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの接種をお願いします。

詳細については、川崎市HPをご確認ください
→「狂犬病予防注射の制度が変わります」



III KAWASAKI CITY

料金後納郵便



KAWASAKI CITY

郵便区内特別

重要

狂犬病予防注射関係書類在中

忘れないで！
毎年1回の狂犬病予防注射



マイクロチップを装着している犬で、引越など情報に変更があった場合、指定登録機関での変更登録をお願いします。

ペットくらし



川崎区 (044) 201-3222
幸区 (044) 556-6681
中原区 (044) 744-3271
高津区 (044) 861-3322
宮前区 (044) 856-3270
多摩区 (044) 935-3306
麻生区 (044) 965-5164

もし、飼い犬が人や動物を
咬んでしまったら…

① けがの手当てをするなど誠意をもって
対応しましょう。
② 同じことが起きないよう再発防止策を
講じましょう。
③ 事故があった区の区役所衛生課に事故
の発生を届け出ましょう。
④ 動物病院で飼い犬の狂犬病の検診を
してもらいましょう。

動物が苦手な人にも配慮して犬を飼いましょう！

散歩前にトイレを自宅で済ませていますか？
首輪に済票を着けていますか？
散歩中は必ずリードをつけていますか？
散歩中にしたフンを持ち帰っていますか？
鳴き声などで迷惑をかけていませんか？



ルールを守って地域から愛されるワンちゃんに！

引 渡 書

様

引 渡 日

令和8年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託に使用するため、データ等を次のとおり引渡しました。

ファイル名	媒体	備考

引渡者

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生課
担当

担当

印

課長

印

(川崎市)

担当

印

(受託者)

受 領 書

別紙②

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生課

様

受 領 日

令和8年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託に使用するため、データ等を次のとおり受領しました。

ファイル名	媒体	備考

受領者

担当

印

課長

印

(川崎市)

担当

印

(受託者)

令和8年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託 納品件数表（納品明細）

納品場所	担当局	担当区	郵便番号	開始連番	終了連番	件数			箱数
						出力	引抜	局出し	
川崎東郵便局	川崎港	川崎区	〒210-00						
			〒210-08						
		幸区	〒212						
	中原	中原区	〒211						
	高津	高津区	〒213						
	宮前	宮前区	〒216						
	登戸	多摩区	〒214						
	麻生	麻生区	〒215						
合計									

作 業 報 告 書

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり報告します。

作業期間	品名・業務名等	データ番号等	作業内容	件数
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
			小計	
			消費税	
			総額(請求金額)	

納品内訳票

担当局		〒	
区分	区内特別	重量	
通数	通		
差出元	川崎市健康福祉局 保健医療政策部生活衛生課		

納品内訳票

担当局		〒	
区分	区内特別	重量	
通数	通		
差出元	川崎市健康福祉局 保健医療政策部生活衛生課		